⒀　緊急事態応急対策に従事する者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」への理解とその維持・向上に努力する姿勢を育成すべきである。

①・②　（略）

第３　緊急事態応急対策

⑴　（略）

⑵　異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が当該施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、表１－１から１－３まで及び図１で示すように次の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。

・原子力事業者から警戒事態に至った旨の通報を受けた場合には、住民等への情報提供等を行うとともに、ＰＡＺにおいて施設敷地緊急事態に備えた防護措置の準備を行う。

・原子力事業者から施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備を行うとともに、ＰＡＺにおいて施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施する。

・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則として、ＰＡＺにおいては住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を、ＵＰＺにおいては住民等を対象とした屋内退避等の防護措置を実施する。なお、プラントの状況に応じてＵＰＺの一部の範囲において、住民等を対象に避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。

・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてＵＰＺ外においても屋内退避を実施する。

・その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、ＯＩＬに照らして必要な場合には、ＵＰＺ又はＵＰＺ外においても、ＯＩＬに基づく防護措置として、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。

前記の異常事態の把握においては、原子力事業者は、施設の状況や放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた範囲の情報を基に速やかに該当する緊急事態区分や施設の異常事態を判断し通報すべきである。指定公共機関である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

⑶・⑷　（略）

⒀　緊急事態応急対策に従事する者等に対する教育及び訓練

原子力災害対策を円滑かつ有効に実施するためには、緊急事態応急対策に従事する者は、常時、各種の緊急対応の発生を想定しつつ自らの業務に習熟することが必要であり、原子力災害対策に関する教育及び訓練を受けることが重要である。また、教育及び訓練を通じて、組織の風土として「安全文化」を醸成し、これを維持・向上していく必要がある。

その際、原子力事業者においてはその経営陣から現場の職員及び関係者までが、規制機関を中心とする国においてはその職員が、安全を最優先することを再認識し、組織の「安全文化」への理解とその維持・向上に努力する姿勢を育成するべきである。

①・②　（略）

第３　緊急事態応急対策

⑴　（略）

⑵　異常事態の把握及び緊急事態応急対策

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合には、まず、原子力事業者が施設の状況等に基づき該当する緊急事態区分を判断し、国、地方公共団体等に対して緊急事態の通報を行わなければならない。この通報の際、原子力事業者は、緊急事態区分に応じた防護措置の提案を行うことが望ましい。原子力事業者からの緊急事態の通報等を踏まえ、国、地方公共団体等は、表１－１から１－３まで及び図１で示すように次の流れに沿って、緊急事態応急対策を講じなければならない。

・原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、全面緊急事態に備えた防護措置の準備や住民等への情報提供等を開始する。

・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてＰＡＺと、プラントの状況に応じてＵＰＺの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。

・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。

・その後、緊急時モニタリングの結果等を踏まえて、予防的防護措置を実施した範囲以外においても、避難や一時移転、飲食物摂取制限等の防護措置を行う。

前記の異常事態の把握においては、原子力事業者は、施設の状況や放射性物質の放出状況（量、組成、継続時間等）に関する詳しい情報が得られない場合でも、得られた範囲の情報を基に速やかに該当する緊急事態区分や施設の異常事態を判断し通報すべきである。指定公共機関である国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構その他の関係機関や他の原子力事業者等は、その専門家・要員及び保有する原子力防災資機材等を動員して、必要な場合には原子力災害対策に積極的に協力すべきである。

⑶・⑷　（略）